



18福保健食第1371号
平成18年8月18日

教育庁学務部長 } 殿
生活文化局私学部長 }

福祉保健局健康安全室長
(公印省略)

学校等において栽培したジャガイモによる食中毒の防止について

平成18年7月18日に江戸川区内の小学校において、校内で栽培したジャガイモを摂食し、児童等が食中毒となる事故が発生しました。同様の事例は別表のとおりこの時期に全国で報告されており、いずれの事例も未成熟の小型ジャガイモを摂取したことが原因と考えられています。

ジャガイモには発芽部分や皮付近に有毒物質であるソラニン類が含まれており、未成熟なジャガイモは特に含有量が多いと言われています。学校等においてジャガイモを栽培する場合、過密栽培となることがあり、さらに栽培期間が比較的短いことから、未成熟で小型のまま収穫されることがあります。また、畝の管理が不十分であると、土壌の表層近くにジャガイモができ、光の影響を受けてソラニン類が大量に生成されることもあります。

こうした条件から自家栽培したジャガイモについては市販ジャガイモと比較し、ソラニン類の含有量が多くなるおそれがあります。

つきましては、各学校においてジャガイモを栽培し摂食する際には下記事項に留意し、食中毒の発生防止に努められるよう、貴管下の学校、各区市町村教育委員会及び各学校法人に対する指導及び周知をお願いいたします。

記

- 1 未成熟の小型ジャガイモはソラニン類の含有量が多いため、摂取は避けること。
- 2 収穫後のジャガイモは冷暗所に保管し、日光が当たらないようにすること。
- 3 芽や皮はあらかじめ取り除き調理を行う。特に緑化した部分は厚くむき取ること。

栽培方法については次の窓口で相談を受付けています。

- ・ 産業労働局農業振興事務所振興課
電話：042-548-5053（技術支援係）、5052（農業環境係）
- ・ 東京都農林総合研究センター（(財)東京都農林水産振興財団）
電話：042-528-0505

問い合わせ先
福祉保健局健康安全室食品監視課食中毒調査係
電話：03-5320-4405